

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年10月7日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年10月24日から同年11月13日まで縦覧に供する。

平成20年10月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
さぬき市	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 青木池地区	さぬき市建設経済部 土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 川西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 吉原中池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 川古地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 上名地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 通池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 乙井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道事業） 新町地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 楠木地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 新川地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 野間田地区	〃